

## 判例第 38/2020/AL 号<sup>1</sup>

### 法的に有効な判決により分割された財産の返還請求を受理しないことについて

2020 年 10 月 13 日に最高人民裁判所の裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官の 2020 年 10 月 2 日付決定第 276/QĐ-CA 号に従い公表された。

#### 判例の源

ラムドン省における、原告であるトーティ M と被告であるグイエンティ DD、ファムティ H の間、関連する権利利益を有する者が 9 人である、「財産の返還請求の提訴」という民事事件に関する、最高人民裁判所の裁判官評議会の 2019 年 11 月 12 日付監督審決定第 28/2019/DS-GĐT 号

#### 判例の内容の位置

「裁判所の認定」第 2 段落

#### 判例の内容の概要

##### -判例の事実

住宅所有権、土地使用権である財産が裁判所の法的に有効な判決により分割された後、その他の者（前の事件の当事者ではなかった）は、その住宅所有権、土地使用権の返還を請求するために訴訟を提起した。

##### -法的解決策

この場合、裁判所は新たな事件を受理しない。住宅所有権、土地使用権の返還を請求した者は、監督審手続き又は再審手続きにより裁判所の法的に有効な判決・決定を再検討する権限を有する者に対し書面により通知する。

#### 判例に関連する法令の規定

2015 年民事訴訟法第 192 条第 1 項第 c 号、第 217 条第 1 項第 g 号、第 327 条第 2 項、第 353 条第 1 項

---

<sup>1</sup> この判例は、5 人の裁判官からなる最高人民裁判所の監督審の審理合議体が提案したものである。

## 判例のキーワード

「裁判所の法的に有効な判決により分割された財産」、「財産の返還請求の提訴」、  
「新たな事件を受理しない」

## 判例の内容

1 2011年7月18日付訴状、2015年6月16日付補充訴状及び訴訟過程における供述において、原告であるトーティ M（グイエンアイン D は適法な代表者である）は、次のことを述べた。

T 県 5 区 G 通り 12 番の土地（その内、紛争となっている住宅と土地の一部は、現在 12A 番となった。）は、M の両親であるトーツイ H1 とチャンティ DD1 の財産であり、ラムドン省の建設局により、1989 年 12 月 18 日付土地住宅所有権証明書第 6015/ND-XD Q3、4 号を発行された。住宅の構築は、2 級 3 レベルであり、残存 80%、タイル床、壁、平らな屋根からなり、総面積は 437.9m<sup>2</sup> であり、使用面積は 437.9m<sup>2</sup> である。1973 年に、H1 は、ホアンティ N に住むために住宅の後ろの一部を賃貸した（G 通り 12A 番）。1975 年に H1 の家族がその住宅の返還を求めたときに、N は新しい住む場所を見つける時までしばらく賃貸するよう頼んだ。1975 年以来、H1 の家族は N に対し、家賃を取らなかった。1980 年に、N は、H1 から借りた住宅に密かにファムティ H を住ませた。M 家族はこのことを T 県 5 区人民委員会に不満申立てをしたが、和解を通じて、M の家族は、H が家を見つける時まで住ませることに同意した。2003 年に、H は、T 県 5 区 G 通り 12A 番の土地と住宅につき申告し、その土地所有権証明書と住宅所有権証明書の発行を申請した。M の家族は、引き続き H に対し住宅の返還を請求した。2011 年に H は、住宅建築許可書を取得できたが、M の家族は、それについて知らなかった。現在、T 県 5 区 G 通り 12A 番の土地と住宅につき、H とグイエンティ DD は、住宅所有権証明書と土地所有権証明書において名義人となっている。そのため、M は、裁判所に訴訟を提起し、H と DD が占有し使用している T 県 5 区 G 通り 12A 番の土地と住宅を返還するようなこと強制するように要請した。

2 被告であるグイエンティ DD とファムティ H は、次のとおり述べた。

1994年にHとグイエンゴックC(Hの夫)は、ホアンティNからT県5区G通り12A番の住宅の譲渡を受け、その時から、安定に使用しており、紛争が発生していない。2002年に、HとCは離婚した。2002年9月24日付第二審婚姻家族判決第17/HNGĐ-PT号で、ラムドン省人民裁判所は、H夫婦は、DD(Hの母親)と一緒にその住宅を購入したため、DDがその住宅の半分、Hがの残りの半分以上を所有することができると決定した。2004年1月12日に、HとDDは、T県5区G通り12A番の住宅につき、土地所有権証明書と住宅所有権証明書を発行された。2011年3月に、住宅が老朽化したためHは、管轄機関に対し、その再建築の許可を申請した。住宅を建て直すとき、HはMに対し、Mの家族がHの土地に勝手に建てた壁の破棄について話したが、Mはそれに同意せず、Hに対し住宅の返還を求めた。HとDDは、次のように述べた。T県5区G通り12A番の住宅については、HとDDはNから適法に購入し、住宅所有権と土地所有権証明書の発行を受けたため、Mの提訴要求に同意しない。

民事事件の第一審解決を中止する2016年8月1日付決定第03/2016/QĐST-DSで、ラムドン省人民裁判所は、次のとおり決定した。

2012年4月17日付決定第03/2012/TLDS-ST号で受理した、原告であるトーティMと被告であるグイエンティDDとファムティHの間の「財産の返還の提訴」という事件の第一審解決を中止し、訴状を返却する。

第一審裁判所は、法令の定める訴訟費用及び控訴権についても決定した。

第一審の審理を行った後、2016年8月18日に、原告の委任代表者であるグイエンアインDは、控訴をなし、上記の第一審判決に同意しないと述べた。

事件解決の中止決定に対する控訴を解決する2017年5月30日付決定第91/2017/QĐDS-PT号で、ホーチミン市に所在する高級人民裁判所は、次のことを決定した。

原告及び関連する権利義務を有する者であるトーティS1、トーズイT、トーズイS、トーティキムN1、トーティT1、トーティS2、トーズイE、トーズイP1、トーティH2、トーティH3、トーティゴックL、トーズイP2、トーズイラムS3、トーティゴックH4、トーズイH5、トーティゴックV、トーズイH6(グイエンアインDは代表者である)の控訴を認容する。

民事事件の第一審解決を中止するラムドン省の 2016 年 8 月 1 日付決定第 03/2016/QĐST-DS 号を破棄すること。ラムドン省人民裁判所に対し、事件を継続に解決することを命じた。

第二審裁判所は、訴訟費用についても決定した。

2017 年 9 月 1 日に、第一審公判の長官であるブイヒューニアン裁判官は、最高人民裁判所に対し、上記の第二審判決を監督審手続きに基づき検討するよう要請した。

2019 年 7 月 31 日付決定第 49/2019/KN-DS 号で、最高人民裁判所の長官は、事件解決の中止決定に対する控訴を解決したホーチミン市に所在する高級人民裁判所の 2017 年 5 月 30 日付決定第 91/2017/QĐDS-PT 号に対し、異議申立てをした。最高人民裁判所の裁判所評議会にに対し、監督審の審理を行い、上記の第二審判決を破棄し、ラムドン省人民裁判所の 2016 年 8 月 1 日付事件の第一審解決の中止決定第 03/2016/QĐST-DS 号を維持し、訴状を返却することを要請した。

監督審の公判では、最高人民検察院の代表は、最高人民裁判所の長官の異議申立決定に一致した。

### 裁判所の認定

【1】事件記録では、トーティ M が訴訟を提起し、T 県 5 区 G 通り 12A 番の住宅がトーヅイ H1 とチャンティ DD1 の所有に属するものであると主張し、裁判所に対し、ファムティ H とグイエンティ DD がそれを返還することを強制するように請求した。

【2】2015 年民法第 192 条第 1 項第 c 号は、裁判所が訴状を返却する理由の一つとして「事件が裁判所の法的に有効な判決、決定又は権限を有する国家機関の法的に有効な決定により既に解決されている場合。ただし、離婚、子の養育の変更、扶養程度若しくは損害賠償程度の変更、財産管理人、遺産管理人若しくは後見人の変更、又は財産の返還、賃貸用、無償貸与用財産の返還、住宅の返還、賃貸用、無償貸与用、住宅用の土地所有権の返還に関する申立てで、裁判所が認容せず却下し、かつ法令の規定に従い再提訴が認められる事件を除く」ことを定めている。事件記録の書類は、次のことを示している。2002 年 9 月 24 日付第二審婚姻家族判決第 17/HNGĐ-PT 号で、ラムドン省人民裁判所は、T 県 5 区 G 通り 12A 番の住宅につき、ファムティ H が半分である 40.73m<sup>2</sup> の面積を所有することができ、グイエンティ DD が残りの半分である 40.73m<sup>2</sup> の面積を所有できると決定した。そのように、T 県 5 区 G 通り 12A 番の住宅が H1 と

DD1 のものであるという M の提訴内容につき、当該住宅が DD と H の財産であると決定した法的に有効な判決が存在している。2005 年民法第 256 条は、「財産の所有者、合法的占有者は、自己の所有権又は合法的占有権に属する財産を法的根拠がなく占有し、使用し又は収益している者に、財産を返還するよう要求することができる。」と定めている。つまり、上記の第二審婚姻家族判決第 17/HNGD-PT 号により、M は、DD と H に対し、T 県 5 区 G 通り 12A 番の住宅を返還するようなことを請求することができない。M の提訴内容は、「裁判所の法的に有効な判決、決定により解決された事件」に該当するとみなすべきである。M が第二審婚姻家族判決第 17/HNGD-PT 号に同意しない場合、権限を有する人民裁判所に対し、その判決を監督審の手続き（時効が完成していない場合）又は再審手続き（根拠がある場合）に基づき再検討するように請求することができる。そのため、ラムドン省人民裁判所が 2016 年 8 月 1 日に、決定第 03/2016/QDST-DS 号を発行し、事件の解決を中止し、M の訴状を返却すると決定したことは、2015 年民事訴訟法第 192 条第 1 項第 c 号及び第 217 条第 1 項第 g 号に適合なことである。ホーチミン市に所在する高級人民裁判所の 2017 年 5 月 30 日付決定第 91/2017/QDD-PT 号は、その事件において、紛争関係が「財産の返還請求」であり、ラムドン省人民裁判所が 2002 年 9 月 24 日付第二審婚姻家族判決第 17/HNGD-PT 号で審理した婚姻家族事件と比べ異なる原告と被告があるということを根拠として、2016 年 8 月 1 日付決定第 03/2016/QDST-DS 号の全部を破棄した。この決定は、不正確なものである。」

上記を踏まえて、

## 決定

2015 年民事訴訟法第 337 条第 2 項、第 343 条第 2 項、第 344 条に基づき、

1 最高人民裁判所の長官の 2019 年 7 月 31 日付監督審の異議申立決定第 49/2019/KN-DS 号を認容する。

2 原告であるドーティ M、被告であるグイエンティ DD、ファミティ H 及びその他の関連する権利利益を有する者の間の「財産の返還請求の提訴」という事件につき、事件解決

の中止決定に対する控訴を解決したホーチミン市に所在する高級人民裁判所の 2017 年 5 月 30 日付決定第 91/2017/QĐDS-PT 号を破棄する。

3 ラムドン省人民裁判所の 2016 年 8 月 1 日付事件の第一審の解決の中止及び訴状の返却に関する決定第 03/2016/QĐST-DS 号を維持する。

### 判例の内容

「2002 年 9 月 24 日付第二審婚姻家族判決第 17/HNGĐ-PT 号で、ラムドン省人民裁判所は、T 県 5 区 G 通り 12A 番の住宅につき、ファムティ H が半分である 40.73m<sup>2</sup> の面積を所有することができ、グイエンティ DD が残りの半分である 40.73m<sup>2</sup> の面積を所有できると決定した。そのように、T 県 5 区 G 通り 12A 番の住宅が H1 と DD1 のものであるという M の提訴内容につき、当該住宅が DD と H の財産であると決定した法的に有効な判決が存在している。2005 年民法第 256 条は、「財産の所有者、合法的占有者は、自己の所有権又は合法的占有権に属する財産を法的根拠がなく占有し、使用し又は収益している者に、財産を返還するよう要求することができる。」と定めている。つまり、上記の第二審婚姻家族判決第 17/HNGĐ-PT 号により、M は、DD と H に対し、T 県 5 区 G 通り 12A 番の住宅を返還するようなことを請求することができない。M の提訴内容は、「裁判所の法的に有効な判決、決定により解決された事件」に該当するとみなすべきである。M が第二審婚姻家族判決第 17/HNGĐ-PT 号に同意しない場合、権限を有する人民裁判所に対し、その判決を監督審の手続き（時効が完成していない場合）又は再審手続き（根拠がある場合）に基づき再検討するように請求することができる。そのため、ラムドン省人民裁判所が 2016 年 8 月 1 日に、決定第 03/2016/QĐST-DS 号を発行し、事件の解決を中止し、M の訴状を返却すると決定したことは、2015 年民事訴訟法第 192 条第 1 項第 c 号及び第 217 条第 1 項第 g 号に適合なことである。ホーチミン市に所在する高級人民裁判所の 2017 年 5 月 30 日付決定第 91/2017/QĐDS-PT 号は、その事件において、紛争関係が「財産の返還請求」であり、ラムドン省人民裁判所が 2002 年 9 月 24 日付第二審婚姻家族判決第 17/HNGĐ-PT 号で審理した婚姻家族事件と比べ異なる原告と被告があるということを根拠として、2016 年 8 月 1 日付決定第 03/2016/QĐST-DS 号の全部を破棄した。この決定は、不正確なものである。」